

よくある質問にお答えします

会社を退職した後の健康保険はどうなるの？

国民皆保険制度

わが国は国民皆保険制度をとっていますので、会社など勤務先の健康保険の資格がなくなった場合は、原則として国民健康保険に加入することになります。

ただし、一定の条件を満たせば、従来の勤務先の健康保険の資格を続けることができる任意継続の制度もありますので、どちらにするのかを選択する必要があります。

任意継続とは

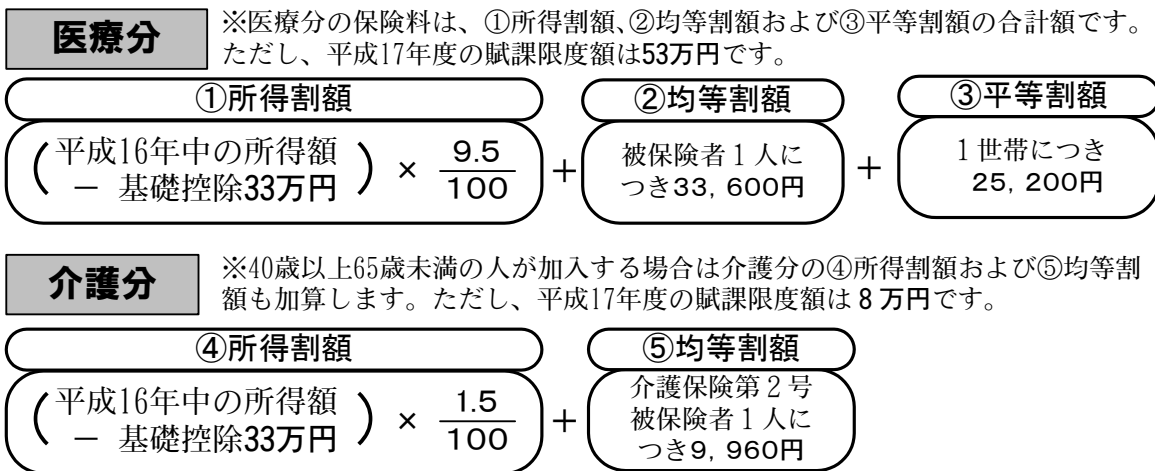
任意継続制度は、退職日まで継続して二カ月以上健康保険に加入していることと利用することができ、手続きは、退職日の翌日から二〇日以内に住所地の社会保険事務所(勤務先の健康保険が健康保険組合や共済組合の場合は各組合)に必要な書類を提出すること加入できます。任意継続被保険者となる期間は、二年間です。

保険料を比較すると・・・

勤務先等で確認した任意継続の保険料額と国民健康保険料を比較してみましょう。

平成十七年度の国民健康保険料については六月に決定する予定ですので、現在はいくまでも概算ですが、参考までに平成十六年度の保険料計算の方法に基づいて概算すると下の図2のようになります(平成十七年度はこれより高くなる見込みです)。

図2 保険料概算図(これは平成16年度の料率による概算で、17年度の料率とは異なります。)



加入手続きはお早めに

任意継続を選択しない場合は、勤務先の健康保険の資格が切れた日から十四日以内に国民健康保険の加入手続きが必要です。ただし、勤務先の保険の資格が切れる前に国民健康保険の加入手続きはできませんのでご注意ください。

国民健康保険の加入手続きが遅くなったとしても勤務先の保険の資格が切れた日までさかのぼって加入することになります。保険料も最大過去二年分支払うこととなります。

加入手続きには、①健康保険資格喪失証明書(事業主または社会保険事務所、健康保険組合、共済組合などで発行)、②認印が必要です。

なお、同世帯に既に加入の方がいる場合は、国民健康保険証も必要です。

失業が3カ月以上続いたら

勤務先を退職した後、失業期間が三カ月以上続いた場合は、国民健康保険料の減免の申請をすることができます(ただし、アルバイト中は失業期間とはなりませんのでご注意ください)。

減免申請に必要な書類は、①雇用保険受給資格者証(受給資格者証がない場合は民生委員の無職証明)、②国民健康保険証、③認印です。

なお、平成十七年度分保険料の減免手続きは、保険料決定通知が届いた後(六月中旬以降)に行うこととなります。

就職したら

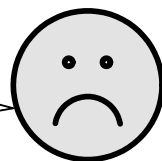
就職して勤務先の健康保険に加入したら国民健康保険の脱退手続きをお忘れなく。

脱退手続きには、①国民健康保険証、②新しくできた会社の健康保険証、③認印が必要です。

加入・脱退手続きや保険料についてのお問い合わせは国民健康保険グループ資格・賦課チーム(電話0798-35-3118)まで

口座振替の手続きは面倒くさい？

毎月保険料を払いに行く手間も省けて、納め忘れもない口座振替。便利そうだけど、手続きが面倒じゃないの？



手続きは簡単！

手続きはたった一度で、いたって簡単。口座のある金融機関・郵便局の窓口、

- ①預・貯金通帳
- ②国民健康保険の世帯主の認印
- ③通帳用の届出印
- ④被保険者証番号(被保険者証、納付書等に記載)

を持っていくだけ。申込用紙(口座振替依頼書)は、市内の金融機関・郵便局に備えています。

このように簡単便利な口座振替。お忙しい方やご不在がちな方には是非お勧めします。

口座振替についてのお問い合わせは 国保収納グループ 収納チームまで 電話0798-35-3156



- ◆振替開始までどれくらいかかるの？
手続きをして通常約1~2カ月後から振替を開始します。それまでは、納付書でお納めください。なお、振替の開始については開始月の中旬にハガキでお知らせをします。
- ◆保険料はいつ振替えられるの？
振替日は毎月末日(12月は30日)です。ただし、末日が土曜・日曜・祝祭日の場合は、金融機関等の翌営業日となります。
- ◆残高不足のときはどうなるの？
残高不足等で振替できなかった時は、納期の翌月に督促状を送付します。再振替はできませんので、督促状により金融機関等の窓口で納付してください。
- ◆他にどんなメリットがあるの？
保険料に還付金が生じた場合、手続きなしで口座に還付金を振込みます。また、別途、振込み通知を送付します。